

医療保険・医療特約の入院給付金の対象可否

1. お支払いの対象となる「入院」とは

お支払いの対象となる「入院」とは、保険約款に定める“医師による治療が必要であり、自宅等で治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること”をいいます。

お支払いの**対象となる**「入院」の例

- :肺炎などの病気による入院
- :スポーツ中に転倒して骨折をしたなどの不慮の事故によるケガでの入院
- :がんの治療のための入院
- :狭心症の心臓カテーテル検査のための入院
- :異常妊娠・異常分娩(※)による入院

※ 主な異常妊娠・異常分娩の例

病名等	備考
帝王切開分娩	異常分娩をおこなったもの
鉗子分娩	
吸引分娩	
骨盤位分娩	
多胎分娩	
おそ 妊娠悪阻	「つわり」のおもいもの
妊娠高血圧症候群	
流産	妊娠22週未満で、胎芽・胎児が子宮外に出してしまうこと (子宮内で死亡している場合も含む)
切迫流産	流産が始まろうとする状態で、まだ治癒する可能性があるもの
早産	妊娠22週目から37週未満の分娩
切迫早産	早産が始まろうとする状態で、まだ治癒する可能性があるもの

お支払いの**対象とならない**「入院」の例

- ×:美容整形など、美容上の処置を目的とする入院
- ×:治療処置を伴わない人間ドック検査など、健康診断を目的とする入院
- ×:正常分娩のための入院
- ×:外来に通院し、病院のベッドに寝て透析、点滴、手術などを行った通院治療
⇒1日入院については、医科診療報酬点数表における入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- ×:治療自体は通院でも可能なものであるが、本人の希望による入院
⇒保険約款に定める「入院」に該当するかどうか、具体的な症状、検査結果および治療内容などを確認し、入院当時の医学的水準に照らして客観的に判断します。

医療保険・医療特約の入院給付金の対象可否

2. 保険種類毎の入院日数の支払条件

保険種類に応じた必要入院日数と保障範囲は以下の表をご確認ください。

保険種類	必要入院日数	保障範囲	
EVERシリーズ 健康応援医療保険 特約MAX(短期入院特則付) 特約MAX介護プラス 特約MAX21介護プラス	1日以上入院	病気・ケガによる入院	入院1日目から保障
特約MAX(短期入院特則なし) スーパー医療保険	5日以上入院	病気・ケガによる入院	入院5日目から保障
総合入院治療保険 法人会医療保険	5日以上入院	ケガによる入院	入院1日目から保障
総合入院治療保険 法人会医療保険	8日以上入院	病気による入院	入院1日目から保障

<注意>

- ◎疾病入院給付金と災害入院給付金の両方の支払事由に該当する場合には、いずれか一方の入院給付金のお支払いとなります。
- ◎総合入院治療保険では、異常分娩に伴う入院給付金の支払日数の限度(10日限度)があります。
- ◎保険種類により、入院給付金の支払日数の限度(限度日数)を定めております。詳しい保障内容につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、当社までご連絡ください。

アブラック 保険金コンタクトセンター 電話番号:0120-555-877